

仙台市安全安心街づくり推進会議 令和2年度第3回会議 議事録

開催日時	令和2年11月11日（水）10：00～11：30
開催場所	仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
出席委員	相澤雅子委員、安住浩一委員、板倉恵子委員、伊藤宏明委員、金政信委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、田中智仁委員、土屋忠洋委員、原美香委員、松田洋二委員、紋谷洋三委員〔14名〕
欠席委員	金田情華委員〔1名〕
事務局	佐藤伸治市民局長、伊藤勝也市民局次長、日下晋生活安全安心部長、加藤俊明生活安全安心部参事、大村仁市民生活課長、四戸克洋市民生活課主幹、高橋昭太郎市民生活課市民生活係長、石川和浩市民生活係主任、阿部智彦市民生活係主任、
議事	1 開会 2 議事 (1) 次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案について (2) その他 3 その他 4 閉会
配付資料	資料1 次期「仙台市安全安心街づくり基本計画（第4期）」中間案（概要版） 資料2 次期「仙台市安全安心街づくり基本計画（第4期）」中間案

1 開会

○市民生活課市民生活係長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻前ではございますけれども、本日ご出席予定の委員の皆様おそろいですので、令和2年度第3回目の仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてでございます。

本日は金田委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、それ以外の14名の委員の皆様にはご出席をいただいているところでございます。よりまして、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定によりまして、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前に資料をお送りしておりましたが、本日改めまして席上に資料をお配りしております。こちらについて説明をさせていただきます。

初めに、資料1につきまして、さきにお送りしていたものから若干レイアウト等体裁を修正

しておりますが、内容に関しては事前にお送りしたものと同じものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料2につきましては、若干内容の修正、追加点を説明させていただきます。事前にお送りさせていただいた部分からの変更点といたしましては、7ページをご覧いただければと思います。資料2の中間案、カラー刷りのものの7ページでございます。こちらの表の2つ目に、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業における女性相談の件数の推移、こちらを追加してございます。

あと、資料の訂正でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの1つ目の表、仙台市内の罪種別刑法犯認知件数の推移、こちらの「罪種別」の「罪」が材料の「材」になってございますので、こちらを「罪」へ修正をお願いいたします。

また、ページをめくっていただいて6ページ、仙台市内における子どもが被害者となる刑法犯認知件数の推移、こちらの数字でございますけれども、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。まず、平成28年度「145件」となってございますが、こちらは「395件」の誤りでございます。同様に平成29年度、こちらは「99件」となっておりますが、こちらは「287件」となっております。平成30年度「75件」となってございますが、こちらが「212件」でございます。令和元年度につきまして、「62件」となってございますものが「179件」ということで修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

そのほか、本日の席次表、次第を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと思います。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際にはお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願ひいたします。

2 議事

○金会長

おはようございます。

それでは、これから会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。

まず、最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

○金会長

続きまして会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えています。

前回は佐々木廣美委員にお願いしましたので、委員名簿の掲載順により、今回は佐藤重子委

員にお願いしたいと思います。佐藤委員、よろしいでしょうか。

—佐藤重子委員了承—

(1) 次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案について

○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

事務局からご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、今回のご説明ですけれども、資料1の概要版、こちらを中心としたしながら、適宜本編の関連部分を紹介しながら説明をさせていただきたいと存じます。なので、まず資料1をご覧ください。概要版はA3横の表、裏の資料となってございます。

まず、左肩の1番の計画の基本的な考え方、これは本編の1章に当たる部分でございます。

(1)の計画策定の経緯でございます。平成18年4月に仙台市では仙台市安全安心街づくり条例が施行されまして、本市の安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するために本計画が策定されたものでございます。

安全安心街づくりの範囲と申しますか、内容でございますが、この概要の※印のところに3点ほど記載をしております。1つは、犯罪防止に関する自主的な活動、1つは、犯罪防止に配慮した環境整備、1つは、その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組、これら3つを合わせて安全安心街づくりの内容としているところでございます。

本計画は、条例が施行された後につくられまして、現在は第3期の計画期間中ということでございまして、第3期の計画が令和2年度末で終了ということになりますことから、次期第4期計画を策定する必要があるというものでございます。

次に、(2)の計画の目的でございます。自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくり出さない環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現を図ること、これが本計画の目的としているところでございます。

それから、(3)安全安心街づくりの範囲でございます。これにつきましては、皆様安全安心街づくりと申し上げたときに思い描くものがそれぞれございますことから、本計画での範囲ということを記載しております。

日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取組を本計画の範囲としているものでございます。

対象とする取組の範囲をイメージしやすいように、下のような図をつけておりまして、これ

は今第3期計画の中でも用いられているイメージ図でございます。

次に、(4)の計画の位置づけでございます。この計画は先の条例に基づき策定されている計画ということで、他に仙台市では仙台市総合計画という全体を網羅する計画がございまして、これを本計画の上位計画と位置づけております。

このほかに、市民の安全安心に関する他の分野、例えば例を挙げますと、消費者トラブル、消費者教育、こういったものであれば仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画、こういったものがございます。あるいは、自転車のルールやマナーといったことであれば、今杜の都の自転車プランというものがございます。また、刑務所の出所者等の再犯防止であれば、現在（仮称）せんだい支え合いのまち推進プランといったものがつくられておりまして、これらの計画と連携、整合性を図りながら、本計画は位置づけられているというところでございます。

(5)でございます。計画とSDGsとの関連につきましては、本計画の各施策を通してSDGsに掲げるゴールの達成に寄与してまいりたいと考えております。本編をご覧いただければと思うのですが、SDGsとの関連については、3ページのところに計画とSDGsとの関連について述べさせていただいております。国連サミットにおいて採択されたことでございまして、令和12年度までの持続的な開発目標ということで、17のゴール、169のターゲットを定めているものでございます。

1から17までのアイコンの中で、特に関連深いものと直接的に関係するであろうというものを抜粋しております、それが本編の22ページをお開きいただければと思います。22ページの上のほうに、本計画の中でもとりわけ関連が深いと思われている部分については、ここに掲げた7つのゴールは、本計画を進める上で直接的に大きく寄与できる部分ということで、基本目標のところに記載させていただいているところでございます。

次に、概要版にお戻りいただきまして、右側半分のところでございます。2番の本市における安全安心の現状と課題でございます。これは本編の2章に当たる部分でございます。本編では、市内の犯罪迷惑行為の状況ですとか、市民意向調査の結果、現状の取組などを細かく記載しております。先ほど資料で訂正させていただきました犯罪の状況、こういったところを本編では資料としてグラフなどを用いてご説明しているところでございます。

そのうち、主立ったものをこちらの概要版に記載しております。(1)から(3)までが現状の部分ということになりますて、紹介しますと、(1)市内の犯罪や迷惑行為の状況であれば、全体としては刑法犯認知件数の減少傾向にある中で、1番目の項目の後段にございますとおり、特殊詐欺は、依然として被害は続いていると。これについてはマスコミ等あるいは新聞などの報道でよく皆さんもご承知のことかと存じます。

それから、2つ目の項目にございますとおり、高齢者が被害となる割合、あるいは女性、子どもに対する声掛け等、こういったものは残念ながら増えているというような現状にございます。

それから、(2)については主に市民意向調査のお話をまとめさせていただいたものでございます。主立ったところを幾つかご紹介すると、1番最初の項目のとおり、市民の皆様としては悪徳商法や詐欺、高齢者が被害となりやすい犯罪、こういったことに遭うのではないかとお考えの市民の方がいらっしゃる。あるいは、2つ目の項目のとおり、防犯協会、あるいはその

活動については残念ながら認知度があまり高くない、それから実際活動にご参加いただいている方も高齢化によってこれからも活動が持続できるのかということについては、不安を抱かれているというようなこと。あるいは、5つ目にございますとおり、防犯に関する色々な広報、あるいは情報提供というのを求めていたり。あるいは、防犯カメラの設置の拡充など環境の整備、こういったことから防犯対策の充実が必要になる。最後の項目ですが、犯罪の手口というのが非常に多様化、巧妙化している。インターネットだったり、先ほど申し上げている特殊詐欺であったりといった対策は必要であろうというご意見などをいただいております。

(3) でございますけれども、今それに対しての市の取組や市民の皆様の取組の現状でございます。1つ目の項目の2行目からございますとおり、先ほど特殊詐欺のお話を申し上げましたが、現在では高齢者が参加する、参加利用している団体や施設、あるいは福祉サービス事業者を通じての防犯講座の実施、あるいはお子さんであれば、学校を中心とした生徒、家族、教職員への啓発や研修などを推進しているところでございます。

また、3つ目の項目にございますとおり、迷惑行為の範疇というのが非常に広い範囲でございまして、現在は法令や条例などに基づいて各分野の施策を行っていると同時に、市のほうで管理をしている道路や公園、こういったものの適切な管理や地域団体に対する防犯カメラの設置の支援、こういったところを行っているところでございます。

これら(1)から(3)までの状況などを踏まえまして、今後の安全安心街づくりの課題というものが(4)にまとめたところでございます。

刑法犯認知件数は減少傾向ですが、先ほど来申したとおり、特殊詐欺、あるいは声掛け、そういう犯罪の予兆となる事案というのが引き続いていると。そして、それを抑止し得る地域コミュニティーの防犯活動の低下ですとか、犯罪手口の巧妙化、こういった部分の懸念を踏まえて、一番下にございます3点が今後のまちづくりの課題であろうということで、重点課題の1は「特殊詐欺等に対する取り組み」、重点課題の2は、「子ども、女性、高齢者等の防犯対策」、重点課題の3が「人的連携や環境づくりによる地域防犯活動の推進」とさせていただいたところでございます。

それでは、裏面にお進みいただきまして、3の基本理念と計画目標でございます。これについては、本編の3章に当たる部分でございます。

(1) の基本理念でございますが、これは現計画から引き続き「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」としたいと考えております。

(2) の基本目標でございますが、先に掲げました3つの重点課題に対しまして、計画の方針と基本目標を定めております。1つ目は、重点課題の1、それから2に対する方針と目標ということでございまして、計画の方針の①に方針の内容を記載しております。防犯情勢、対策を多様な手段で啓発して、市民お一人お一人の特性に合わせた防犯意識の向上を図るとの方針の下、基本目標1の「市民一人ひとりの防犯意識の向上」を目標としたいと考えております。

2つ目は、重点課題の3の中のうち、括弧書きにございます人同士の連携に関する課題の部分を取り上げております。人同士の連携に関する課題に対する方針と目標としましては、防犯団体の活動の周知や担い手の育成、団体間の連携ですとか好事例の情報提供を通じて、地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進を図るとの方針の下、基本目標2として「地域や防

犯関係団体による持続的な防犯活動の増進」、これを目標とさせていただきました。

3つ目は、基本目標の3のうち、環境整備に関する課題でございまして、これに対する方針と目標として、子どもの安全確保、防犯関連設備の支援、公共スペース等の適切な維持管理、迷惑行為やマナー違反の防止の取組による犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現を図るとの方針により、基本目標3、「犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現」、これを目標とさせていただきました。

(3) の成果目標として、大きな目標としては2点据えておりまして、1点目は「市内の刑法犯認知件数等の減少」でございます。2つ目が「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」とさせていただきました。

1番目の目標の刑法犯認知件数の減少のうち、サブ、副の目標といたしまして、特殊詐欺の発生件数の減少、それから関連するものとして子どもを対象とした声掛け事案等の発生件数の減少、これも把握をしながら成果目標としてまいります。

右側に参りまして、4番目の施策の体系と主な取組でございます。これは第4章に当たる部分をまとめたものでございます。

基本理念、基本目標、基本的施策、主な取組を図示したものでございまして、中でも基本的施策の箱書きの中に重点と書いてある物、例えば基本目標1であれば、基本的施策の3番、4番、5番の項目には冒頭に重点と入れております。こういったところを重点的な対応を図ってまいりたいと考えております。

概要版のところには、一番右側、主な取組という部分で簡単に記載しておりますが、実際の本編、中間案の中では、取組内容は本編の中で各局、区の具体的な内容を記載しているところでございます。記載の内容の細かいところにつきましては、26ページから施策を個別に記載しております、36ページまで各局、区の内容を記載しているところでございます。

いくつか主なものをこの中からご紹介いたしますと、本編をご覧いただければと思います。

26ページの基本的施策の2の部分の(1)の①の部分には、これまで子供のうちに社会生活の基本的なルールを身につけさせるというようなことを中心に記述をしておりましたが、今般全局を挙げていじめ対策というのが仙台市の中では大きな課題となっておりますことから、いじめ防止に向けた教育やいじめの早期発見・防止の啓発活動、この部分を記載させていただいております。

次に、隣のページの27ページの基本的施策3の(1)の①の中段でございます、「また」以下の部分ですが、迅速な注意喚起、これが特殊詐欺でありますとか、そういったものの予防に一定効果があると考えておりますので、ツイッター等のSNSの情報発信、これについての活用を努めていきたいと考えております。

なかなかご高齢の方ですとお使いいただいている場合もありますので、従来からの紙媒体等についての広報も併せて行いますけれども、最近ですとご年配の方もスマートフォンをお持ちの方とか増えておりますので、そういう方たちにも情報を迅速に発信するツールとして活用できればと考えております。

それから、1枚おめくりいただいて、28ページの部分でございます。上のほうの(1)の③のところでしょうか。子どもがスマートフォン等を安全で正しく利用するためにフィルタリ

ンク設定の徹底、こここの部分については前回の会議の中でもスマートフォンだけではなくて、最近だとゲーム機器を使ってのやりとりということもございます。情報機器が発達しているので、お子さんのほうが非常にご利用に長けているといったところもございますので、その点についても力を入れていきたいと考えております。

それから、同じ28ページの基本的施策5の(1)の③のところでございます。配偶者暴力相談支援センター、あるいは各区保健福祉センターでの被害者からの相談対応、こういった部分を記載しております。現在こういったことでのご相談先ということの周知、あるいは相談として活用していだだくという部分については、男女共同参画推進課からぜひご紹介していただきたいということで、こういうところがあるということをお知らせすることで、お一人で悩むことなく、少しでも早い被害からの回復、そういったところを求めていけるよう働きかけていきたいと考えております。

それから、ページをおめくりいただきて、31ページをご覧いただければと思います。31ページの基本的施策4の(1)の③でございます。モデル地区のお話でございます。モデル地区については条例の中でも触れておりまして、課題の中でもございました良い事例をやっていながら、他の地域ではまだ存じ上げていない。あるいは、こういった団体間での交流の機会が少ないとといったことは非常に残念な部分でございまして、モデル地区等での対応の中で、やはり見るべきもの、良い事例については広く周知を図るということで、皆様にその情報を還元していきたいと考えております。

それから、その下の(2)の①でございます、現在も進めておりますが、国分町地区はこういった条例の中でも活動重点推進地区と現在も位置づけられております。こちらの安全安心街づくり推進協議会などを設置しまして、市と地域の関係の皆様、警察、こういったところと協議、連絡、連携、情報共有を図りながら、環境浄化というか、こういった重点的な取組を進めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきて、32ページをご覧ください。基本的な施策の5としまして、こちらには犯罪被害者等の支援を1項目入れております。犯罪被害者の方々につきましては、現在もセンターでのご相談ですとか、市のほうでも総合的な相談をお受けしたり、あるいは先ほどのDVですかストーカー、こういったものに対するご相談、あるいは現在ですと住民基本台帳の閲覧制限等々の措置を講じておりますが、これについては引き続き実施をしていきたいと考えております。

それから、34ページをご覧いただければと思います。34ページの上の(4)の①の部分でございます。前回の会議の中でも少しご議論ありましたけれども、防犯カメラについて、本市では補助事業等を開始しまして、約5年経過しております。カメラの耐用年数が7年程度ということもございまして、今後はその設置後の適切な管理という部分についても今回触れさせていただいたところでございます。

それから、その下の(7)の刑務所出所者等の再犯防止推進、これは新たに記載を加えたものでございます。この記載が増えた背景でございますけれども、現在健康福祉局で「(仮称)せんだい支え合いのまち推進プラン」ということで、市の地域福祉計画の改定作業を進めております。その計画の中に、今般成年後見人制度の部分、それから再犯防止推進計画の部分を新

たに取り込むという動きがございまして、我々のほうは犯罪被害者と併せて、再犯防止自体も実際防犯につながるという側面がございますので、簡単ではございますが、こういった触れ方をさせていただいております。具体的な、もう少しボリュームの大きい部分については、先ほどご紹介したプランの中で、記載を充実させて書く予定としております。その中の考え方としましては、再犯防止として、刑務所から出てきた方はもう罪を償った方ですので、その段階で一般的な市民の方と変わらないという判断のもとに、一般の方に提供しているサービスのことについて、同様に提供できるように考えていきたい。あるいは、関係する関係団体との連絡網、ネットワーク、そういうものを構築して情報共有を図るなどして、支援をするといった形を記載するよう、今改定作業を進めているところでございます。

主立ったところをご説明申し上げました。概要版についての記載はここまでございますが、本編に戻りまして、本編の37ページをご覧いただければと思います。概要版には紙面の都合上、入り切らなかつた部分ですが、第5章として計画の推進体制について触れております。

一枚おめくりいただいて、38ページ、39ページにイメージ図をつけておりました。一つは、市民、事業者、関係機関との推進体制の図、右側のほう、39ページは市の推進体制、大きくこの2つの記載をしております。若干イメージ図が前回と比べて体裁等が変わっておりますが、大きな部分についての変更はございません。

それから、一番最初に戻つていただいて、本編の表紙の裏面でございますけれども、目次がございまして、一番最後に参考資料ということで、ページ番号は打っておりませんが、主立った参考資料を載せております。これは最終的な計画をつくる段階になりますて、これらを巻末に記載するということになっております。今回の中間案の中ではこれらをお付けせず、あくまでこういったものを参考資料としてつくるという参考にしていただきたく、このような表現となっております。

なお、中間案については、11月20日に仙台市議会の市民教育委員会でこの内容をご報告させていただいてご議論をいただくほか、12月1日から28日まで市民の皆様にパブリックコメントを行うとともに、並行して防犯協会などの関係機関からもご意見を頂戴したいと考えております。

今回の中間案の説明については以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などがございましたらお願ひいたします。いかがですか。

それでは、時間がまだございますので、私のほうから何人かご指名させていただいてもよろしいですか。

それから前回ですね、委員の皆様全員からいろいろご意見とかご要望をいただきましたので、この辺も中間案の説明の中に網羅されておりますので委員の皆様からご発言いただければと思います。

田中先生、よろしいですか。田中先生は犯罪心理等がご専門なので、今回新たに刑務所出所

等の再犯防止推進とかが新たに加わりましたね。従来でしたら犯罪被害者への支援、犯罪防止ということだけだったので先生のお立場から何かご意見なりいただけるとありがたいのですが。

○田中委員

ご指名ありがとうございます。

私も今回この再犯防止について具体的に記載されたこと、非常に歓迎しております、これまで記載もありましたけれども、既に刑期を終えて出所されている方は罪を償つていて、また一市民としての生活を再建しようとしている段階です。それでも周りの方々がやはり1回でも罪を犯した人はもう仲間に入れないみたいな社会的排除の動きというのもこれまで見られていて、それによって社会復帰が困難で生活につまずいたがために、もう1回また手を染めてしまうという、その再犯の連鎖がとまらないといったことは常々指摘されていましたので、そこに対してもサポートの体制を手厚くしていくというのは非常に喜ばしい傾向だと思いますので、現状の案について異論はございません。

あとは、もう1個あったのが地域の防犯対策の防犯カメラですね。設置から5年を経過して耐用年数7年ということで、まさに今回の中間案には絶対必要な項目だと感じましたので、これについても明記されたことは非常にいいことだと思います。なので、異議というよりか、いい点ということでコメントさせていただきました。以上です。

○金会長

どうもありがとうございました。

どうですか委員の皆様、どうぞご発言をお願いしたいのですが。安住委員、お願いします。

○安住委員

まずもって、先日のハロウィンの時ですか、市民生活課の課長をはじめ、それから中央警察署、それから駅前交番の皆さん、47名体制で中央警察署からも集中的に駅前の混雑する店舗の前で整理をいただきまして、こういう状況ですのでどうなのかなと思いましたら、例年と比べますと若干少なかったのですが、やはりそれなりの人が集まつたと。ご存知のとおり、今年は青葉まつりから七夕まつり、それからジャズフェスと、中心部商店街を中心として行うイベントが全て中止となっております。これは主催者がいて、主催者が判断をして中止にするということで行わなかつたわけですが、やはりこのハロウィンというのは改めまして、主催者無きイベント、やはりそうなるとこういう状況の中でもちょっと危ないような状況をつくってしまうという、改めてその怖さを知ったわけでございます。でも、皆様のお力添えでそんなに大きな混乱もなく終えたということを、私も報告受けております。この場を借りまして、まず御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それから、中心部商店街の一員として1つ、自転車のマナーというのがやはりここ近年毎回のように出てきております。前回も言ったのですが、旧電力ビルといいますか、あの前が今降りて、押して、乗って走行してはいけないという区域になっていると思いますが、あそこは結構道路が広いのですね。道幅が広いのです。もっと中心部で道幅が狭くて、人の密が高いとこ

ろもございます。その禁止区域の地域の拡大とか、そういうものというものは今のところどのようにお考えになっているのか聞かせていただきたいと思います。

○生活安全安心部長

ありがとうございます。

ただいまお話をございました拡大ということにつきましては、自転車を降りていただくというところかと思うのですけれども、ご承知のとおり、自転車を降りてくださいという規制をかけていながら、なかなか効果があらわれていないという状況でございますので、現状といたしましては、まずここを徹底させるまで行けるかどうかというと難しいのですけれども、より効果を上げると。そのためにどんな取組が必要か、そこを考えていくのがまず先かと考えております。拡大ということにつきましては、その次の段階なのかなと考えているのが現状でございます。

○安住委員

ありがとうございます。うちの商店街もそうなのですが、特に愛宕上杉通の西側の道路が非常に狭くて、特に地下鉄の入り口があるところは極端に狭くなっています。そこを結構朝にかなりのスピードで自転車が参りまして、今のところ大きな事故はないみたいなのですが、いつ起きてもおかしくないような状況になっております。ぜひその辺も考慮していただきたいなと思います。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

皆さん、いかがでしょうか。紋谷委員、いかがですか。

○紋谷委員

茂庭台中学校の校長の紋谷と申します。いつもお世話になっております。

特に教育系のほうで、本当に手厚く施策の中に入れていただいて誠に感謝しております。

実際、学校で抱えている問題としますと、こうやって広く防犯であったり、青少年の健全育成というところであるのですが、本校ですと学区内に仙台天使園及び子どもの村東北という施設があり、本校の生徒の中でもかなりのパーセンテージを占めております。その対象の生徒は、やはり家庭の虐待であったり、性虐待であったり、非常に深い心の傷を負っている生徒が何人かいて、本校の実情からしますと、北部児相、東部児相、中央児相、仙台市児相、各児相から非常に愛情を注がなきやいけない子たちが多く、仙台天使園とかに来るものですから、やはり各児相、最終的に末端の子どもたちが最終的にそういう家庭的なものであったり、いわゆる療育を拒否されたりといったときに、仙台市児相はかなり協力的に現実問題やっていただいているわけですが、それ以外の受皿というか、宮城県及び仙台市では里親制度というところがかなり先行している、充実しているというところに関しましては、ここには出てこなくても、やはり末端で子どもたちの受皿という、防止をしても、結果的に現に被害を受けたり、現に養育と

して親が拒否したり、いわゆる親が再教育というのはちょっと厳しい状況なので、そういうところでの社会的な受皿というのも今後目を向けていただければ、本当にこういう全体でやるというのはすごく分かるのです。ただ、現に被害を受けちゃった子どもたちのケアという、その先への施策というか、取組も今後お願いしたいなというところでのお願いでした。以上です。

○市民生活課長

ありがとうございました。

子ども全般に関するものとしては、子育てプランがございまして、その中に教育の側面ですか、虐待とかへの様々な対策ですか、そういうところが出てくるかと思います。

今お話があったとおり、児童をめぐる施設のこと、ご高齢の方であれば、今高齢化が進んで、次から次へと老人ホームができていて、そういうところにお世話になれば、きちんと暮らしていくということがございますけれども、児童福祉施設というのはお子さんが少ないということもありましたとか、そういうことが右肩上がりでどんどん施設が増えていくという種別ではないので、最後は今ご紹介があったとおり、仙台市だけではなくて、他の地域、例えば名取とか、そういうところには施設がございませんから、県内からやってくる、場合によっては県外から措置されるという方もあるかと思います。そうすると、なかなか施設にいるときはきちんと愛情持ってお世話できても、実際親元に帰るとなると、やはり物理的な距離があったりとか、あるいは相談をしていただいた児童の体制とか、そういうところの問題があろうかと思います。

今日いただいた意見等も、子どもの部局にこういったお話をあったので、なおかつそういう方々の居所はそこになりますから、仙台天使園の範囲の中に学区が多分、茂庭台地区があるということなので、そういうお子さんが普通のお子さんと交ざって、おうちからではなくて施設から通ってきてということはあるかと思いますので、なかなか教育の分野でご苦労されているということを、お伝えできればと思います。ありがとうございます。

○生活安全安心部長

今、他部署で所管していることなどについてもお話しさせていただきました。今回お諮りしております安全安心街づくり計画に関しましては、今お話ししていることを課長から申しましたように、ダイレクトに盛り込むというのはなかなか難しいかと思いますけれども、今の施策体系から申しますと、基本目標2に掲げてございます地域や防犯関係団体による継続的な防犯活動の増進、ここの取組の中の、例えば3番目にあります地域と一体となった子どもの見守り、子どもさん、家庭で虐待を受けているとかいうことがあっても、ずっと閉じこもりということではないかと思いますので、地域での見守りですとか、あと広い意味ではその下に書いてあります犯罪被害者の支援という視点、犯罪被害者とは言えないかもしれませんけれども、ニュアンスとしては近い部分があるかと思いますので、そういう取組の中でもちょっと考えていくべきだと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○金会長

ありがとうございました。
原委員、いかがですか。

○原委員

原と申します。

私、南小泉、若林区で防犯の任意団体を持っておりまして、そこで活動しているところで民生委員児童委員もさせていただいておりまして、あとNPO法人の高齢者の福祉団体の事務局もやらせていただいているのですけれども、今ちょっと伺っていて、基本目標2の中の4番、重点の地域連携による防犯ネットワークづくりの推進というところで、今ちょっとお話しさりましたけれども、紋谷先生のお話にもあって、関係機関団体というのがあったのですけれども、38ページですかね。そこについてネットワークづくりの推進ということで、私ももう20年近く任意団体でやっているのですけれども、既存団体である防犯協会であったりとか、町内会であったり、PTAであったりとか、お手伝いいただいて何とか今なるのですが、やはり任意団体と既存団体との連携というのはなかなかお互い難しいところもありますて、ここについて重点目標にはなっているのですけれども、実際いかようにしてこれがなし得ていくのかなというところが、ちょっと不安というところがございました。

そして、この関係機関団体に民生委員児童委員がなかったのですけれども、民生委員と児童委員というのは一緒になっていまして、それで児童委員についてはいろいろと大変なご家庭の事情があるお子さんたちの見守り活動をさせていただいているし、それこそ地域で虐待とかということについてとか、いろいろと勉強させていただきながら関わっていきたい、連携団体にお知らせしたりとか、とにかくネットワークが一番大事だと思っているのです。つまり、情報共有ですね。ですので、この辺のところのパイプが太くつながるようにするには、やはり行政のご指導であったりとか、施策であったりとかが大切なのかなと思っております。

どうしても任意団体となると、やっている人が熱く頑張っているときはいいのですけれども、その後の担い手の引継ぎがなかなかうまくいきませんで、確かに防犯協会でも、PTAでも、ボランティア団体ですので、次へつなげるというのはなかなか難しいところはどこの団体でも悩みで思っていらっしゃると思うのですが、でも行政のほうでの指導がきちんと入っていての、次の担い手を次、次とつないでいっているところではございますので、ぜひそういったところで次の担い手の皆さんと一緒に地域を見守りできればなと思っていますので、そのところはやっぱり施策としてきちんと入れていただければいいのかなと。

なかなかボランティアとなりますと、今こういう時代ですので、前でしたら55歳定年とか、60歳定年ぐらいですが、今は70歳まで働いたほうがいいのじゃないかという、皆さんお元気ですし、老後の不安も抱えていらっしゃるので、そういったところでなかなか地域のボランティアまで手が伸びないというところが実情ではあると思うのですね。ですので、以前こういった協会をつくったりした時代とは大分違うような状態にはなっていると思うのですけれども、民生委員児童委員の場合は費用弁償的なところでの活動費をいただいている部分もございます。お金がどうのこうのということではないと思うのですけれども、やっぱりその辺でもたたずみませんけれども、小学校のボランティアやってくださいとか、見守り活動をしてくださいとい

うと、そういったところでも自分の手出しが多かつたりすると、なかなか難しいところもあるので、そういったところもちょっと考えていただければなと思っておりました。長々すみません。

○市民生活課長

ありがとうございます。先ほどのネットワークづくりの部分ですとか、大きな要素として民生委員、児童委員がありますよという部分、あるいは今費用弁償的なお話、いろいろといただきました。

防犯協会のようにある程度名前が知られている団体と、そうではなくて地域で独立してやっているところ、そことのバランスというか、連携の話、なかなかないですよねという部分はよく分かります。よく町内会とか防犯協会のように、地区に当然というと言葉は悪いのですけれども、あるものとなっている団体と、それぞれ背景があつてそこの地域に生まれた任意の団体とで、実際やっている方が非常にかぶっていたりとか、あるいは町内会の防犯部門があつて、そこが防犯協会の役員になることになっているように、そういうルールづくりがもうきちんとできているところもあるし、いや、それはそれで別に活動しているのだというところもある。そこはちょっと地域によって実情は様々なところがございます。なので、連携していくと言ったときに、最近ですとどちらもやっていただく方が減ってきて、なかなか大変なのですというのではなくて、別に町内会とかに限らず、いろんなところで伺う話でして、やはり情熱を持って始めた方もいたのだけれども、その方もご高齢になり難しいと。そうすると、例えればじやあ一緒にやれませんかと。やることでその負担がそれぞれの団体で、今まで月曜日と火曜日ばらばらにやっていたのだけれども、ちょっとそれは両方で一緒になってやって、火曜日毎週やりましょうみたいな、そういう整理とかをすることによって、全くやらないことになってしまふのではなくて、ずっと続けていけるような形にする、そういったことができればと思っております。

あと、民生委員児童委員の役割というのは非常に大きい部分がございます。それに代わる形ではないですけれども、費用弁償もお出しさせていただいて、身分もきちんと法で定められた部分というのがありますし、ただ一方で最近民生委員児童委員は非常に多忙でして、いろいろなことを大変恐縮なのですが、行政からお願いしたりとか、あるいは学校からもこういうことにちょっと気をつけてほしいというようなことがあります。なので、我々もどの辺までお願いしたらいいのかという部分、ご負担にならなくてきちんと活動できる範囲というのがあろうかと思いますので、その辺の部分を考えながら、我々のほうでもお願いすべきところはお願いし、情報共有できるところは情報を提供したいと思っております。

過剰な負担にならなくて、今度民生委員になる方が減ってしまうということのないように、そこは我々でも本当にここは大事だという部分について絞りながら、ご協力を求めていきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

○金会長

ありがとうございました。

伊藤委員、いかがですか。

○伊藤委員

仙台市PTA協議会の伊藤です。

今、原さんからのお話があつたような内容にもちょっと関連するのですが、令和5年度から学校がコミュニティ・スクール、これは文部科学省から出ているものなのですけれども、より地域と学校が一体となってやっていこう。次の、その次のステップになったときには、今様々な形で地域で活動されている任意団体の方も含めて、より同じ目標を持って、同じ理念を持って、学校を中心に活動していこうというような体制に今後なっていくということなので、そういう意味でも今特にPTAもなかなか担い手がおりませんで、今後どんどんPTAも改革していこうということで今やっておりますが、PTAというのは地域の地域活動、それから社会奉仕活動の登竜門であるべきではないかと思っております。なので、あまり一人一人に大きな負担をかけず、でも今後地域のため、社会のためにより活動を広げていきたいという人が、どんどん生まれていく場でもなきやいけないと思っていますので、そういう意味ではそういう活動、啓蒙活動をPTAでもどんどんやらせていただいて、次の安全安心街づくり、次の計画にはそういうことを盛り込んでいただけるように、PTAも頑張っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○金会長

ありがとうございました。

隣の板倉委員、いかがですか。

○板倉委員

防犯協会連合会の板倉と申します。よろしくお願ひいたします。

私は防犯協会に属しておりますので、この計画目標に防犯団体の活動を幅広く周知し、防犯活動に関する市民の関心を高め、防犯の担い手、育成を進めますとうたっていただいておりますので、本当にうれしく思っております。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。なかなかお話の後なので、すみません。

○金会長

どうもありがとうございました。

それでは、佐々木好志委員、いかがでしょうか。

○佐々木好志委員

大変分かりやすく整理いただいたありがとうございました。

感想なのですから、やはりいろいろこの安全安心に関して活動されている皆様のほうで、人員をなかなか確保するのが大変だとか、関わっている方々の負担の過重だとか、やはりこれは深刻な問題だと思うんですね。これをどうすればいいかと考えたときに、状況がそういうふうにどんどん変わっているので、それに対応してこの施策というか、本当は変わらなければな

らないのだと思うのです。だけど、この4期までの間に果たして変わったのかというと、私はちょっと1期、2期、3期を見ているわけではないものですから、伊藤先生がおっしゃったように、今後に向けてはやはり現状が変われば、それに対して対応も変わっていかなければならぬので、そこをフィードバックして変えていくような何か仕組みをつくらなければならないのかなと思いましたのと、あと関わっている各関係団体の方の間の意見交換とか、何かそういう横のつながりのようなものをより増やさないと、縦の関係はあるのかも、仙台市と各団体みたいなものがあったとしても、横同士のある程度つながりがないと、意見集約して何か施策を変えていくという力になるのがなかなか難しくて、各自ばらばらだとなかなか一つの固まりにならないのかなと思ったものですから、そういう仕組みみたいなものも検討していく必要があるのかなと思いました。

それと、あとこれは全く毛色の違う話なのですけれども、形式的なところで1点ちょっと気になりましたのが、資料2の25ページのところで、非常に分かりやすく施策にまとめていただいていまして、1点だけ気になったのが、基本目標1の重点の4の子どもの防犯対策の強化という項目なのですね。気になったところというのが、子どもというものが出てくる基本的施策というのが、基本目標の3と、基本目標3の1というものが出てくるのです。この基本目標2と基本目標3のそれぞれの子どもに関する施策の文言というのは、ある程度具体的だと。だけど、目標1の重点の4は、子どもの防犯対策の強化ということになっていて、これは読みようによっては、基本目標2と基本目標3のここに書いてあるものを包含するような、より抽象度の高い名前になっているので、何かこの右の施策の例は非常に分かりやすいのですけれども、ほかのものと並列にならないように抽象度をもうちょっと下げたほうが、もしかしたら頭に入ってきやすいのかな、なんてここはもう形式的なところなので、特にこうしてくださいということではないですが、ちょっと気になった点として挙げさせていただきました。以上です。

○市民生活課長

ありがとうございました。4期の計画の中で過去の計画と変わった部分、大きなところとしてはやはり特殊詐欺の問題というのは、意外と電話をかけて親族を語るみたいな話から、今やご自宅に行ってキャッシュカードをすり替えたりとか、あるいは非常に手の込んだ役割をそれぞれ分けてやったりということで、そういった新たな犯罪への対応という部分は当然4期の中では触れていると。

あと、これまでご説明の中でも申し上げましたけれども、紙を中心とした市政だよりであつたり、最近だとポピュラーなものとしては市のホームページに載せたりというのがありましたけれども、それだけでは見ていただけないとか、気づいていただけない。あるいはその情報が全ての市民の方に等しく関係するかと言わるとやはり違つて、ご高齢者向けの、あるいはお子さん向けの、女性向けのといった部分、そういった部分について、1個1個紙とかでお知らせするというのは、先ほどご町内の負担みたいな話もちょっとありましたけれども、それだけやはりSNSといったところをうまく活用していったほうが早いですし、必要な人にきちんと伝わると。そういったところは今回の中でもいくつか取り上げさせていただいたところでございます。

それから、横同士のつながり、これについては市民向けの調査をしたときに、防犯協会の認知度が思ったほど高くない。ただ、後段のほうで、今回は全部お付けはしていませんでしたけれども、こういった防犯の取組に協力してみたいと思いますかといった類いの設問があるのですが、それはやはり協力してみたい、参加してみてもいいですと言ってくださっている市民の方は一定数いらっしゃいました。ただ、毎日毎日できる方とか、月に1回だったらとか、土日だけだったらいいですよとか、それはやはり社会情勢が数十年前とはまた変わってきて、今皆さん共稼ぎで、あとは先ほどお話があったとおり、60歳過ぎても65歳まで、あるいは70歳まで働いてくださいということで実際働いている方が多くいらっしゃいますので、どこからそういう人材を得ていくのかという部分については、どの分野についても今大きな課題になっているかと思っています。なので、本当にできるところに集中的にお手伝いをいただく。言葉は悪いのですけれども、従前やってきた防犯の取組の中でも、もう時代に合わなくて、やめてしまってもいいというようなもの、あるいはさっきのカメラの部分とか、SNSを使えばもっと省力化できたりとか、手間をかけなくてできる、そういうところに段々変わっていかないと、前と同じままでは難しいのかなと思っています。

あと、最後の25ページの抽象度の部分については、ちょっとここは中で検討させていただきたいと思います。基本目標の3に対応する1の部分は、どちらかというとハードの部分とか、通学路とか、そういうところを取り上げるもので、確かに上のほうの重点で書いてある子どもの防犯対策強化の部分は、全般的なところに網羅される部分なのかなというご指摘、ごもっともだと思います。なるべく我々のほうでも書くときに施策の部分を、同じ話が再掲、再掲で繰り返して全部取り扱うと、中身が薄くなってしまうということにならないように、ちょっと分けたつもりなのですが、そこら辺の整理とか文言の書きぶりについては、少し事務局の中でも検討させていただければと思います。どうもありがとうございます。

○金会長

ありがとうございました。

それでは、渋谷副会長、お願いします。

○渋谷副会長

大変にすばらしくまとめていただきまして、本当に敬意を表したいと思います。これから約5年間を5か年間として、あらゆる分野でどんなことに取り組んでいったらいいか、どんな行動をしたらいいかというのを、指針に確実になれるものではないかなと思って拝見いたしておりました。

やはりこの根底にあるものが見えてきたという感じがするのですね。これは子どもたちもそうですが、大人たちも今ある、それからこれからもできるかもしれない、法を守ることだと思うのですね。その法を守ることが、法に守られるということを自覚したり、認識したりできるような、そういうものになっていけば、もっともっといいかなと思うのです。

世界中で環境についていろいろなことが心配になって、そして実際に何ができるかということ、良心を持っている人、全てがやっているわけなのですけれども、それはやはり環境に関心

を持つということだと思うのですね。目の前に見えるもの、もしくは見えないもの、そういうものに关心を持つことだと思うのですけれども、少しずつでもその方向が定まってきて、努力が少しづつ実っていけばいいなとみんなで思うところなのですが、それは人工環境に対しても言えることだと思うのです。人工環境というのはやはりまちですよね。まちの中で、あとは社会ですよね。まちと社会の中で何が安全なのか、そのときの一番基本になるのが法だと思うので、法律ですよね。法律も大きいものから細かいものまで本当に書き切れないぐらいありますけれども、やはりそういうことが認識できる。今本屋さんに行くと、分かりやすい子ども六法なんていう楽しい本がございますよね。例えば盗んだものを人からもらうのはいいことなの、悪いことなのみたいなことが書いてあって、絶対孫にも見せたいなと思うぐらいおもしろい書き方で書かれてあって、そういうことが身近に話し合わなければいけないのではないかと思うのです。必死になっている家庭の人とか、親御さんとか、もちろん自分たちも必死は必死ですけれども、まだまだ大変なところで、本当に上を見たら切りがないですけれども、下も見たら切りがないですよね。そういう中で自分たちは生きているということを自覚すると、少し分かった人はこれでやっていけるかも分かりませんけれども、全然こういうものも幾ら市でそういうパンフレットとか投げかけてみても、一つも触れない人というのはたくさんいると思うのです。だから、そういう人たちをやっぱり何とか手を、一緒に行こうということしていくには、人工環境に関心を持って、周りのことですよね、ちょっとでも何か泣いている子がいたらどうしたのぐらい、一言ぐらいかけられるような、そんな人間に子どもたちには育っていってほしいなと思うのです。これを読ませていただいて、そのことを大変感じた次第です。

これからパブリックコメントを取られるのでしょうかけれども、その後にぜひぜひ分かりやすいスローガンみたいな、もう誰が見ても何かちょっと関心持たなくちゃという、そういうものに、防犯は自分たちが法律を守る、守られるということから始まっていくのだよなというようなことをぜひつくっていただけたらいいなと思いました。以上です。

○市民生活課長

ありがとうございます。

現在ですと、遵法意識を改めて教えてくれるところは一体どこなのかという部分で、ご家族なのか、それとも今だと学校で教えるものなのか、あるいは世間一般の人から、近所のおじさんとかから、法に反することをやっては駄目と言われるのか、一体誰が責任持って、誰がきちんと教育をするのだという部分、非常に皆さん色々なお考え方があって、以前のように家族がきちんとしつけをして、最初から遵法意識を学ばせるみたいなことがなかなか難しくなってきてる。なので、代わって例えば学校、それこそ小学校から大学まで、本当に大学生になっても大学のほうで教えてあげなければいけないとか、あるいは職場に行って、職場のほうで教えなければいけないという部分、なかなか難しい側面はあろうかと思います。

今般の基本計画の部分は、通常ほかの様々な分野の計画ですと何々法に基づいてつくってくださいという国からの通知なり、法での要求があつてつくるということが多いのですけれども、我々の計画は非常に幅広い分野なので、何々法があるからダイレクトにつくっていますというのではなくて、まさに安全安心、いろいろな広い分野に係る、そこが我々のいいところでもあ

り、難しいところもあります。

ですので、そういった中でそれぞれのルール、それぞれの分野のマナーとか、ルール、法律をきちんと守っていただくというところの部分については、どうしても散文的にならざるを得ないところがありますけれども、やはり大事な部分なので、先ほどお話をあったとおり、守ることは逆に言うと守られているのですよ、こういった部分は私も聞いていてなるほどと思いましたので、キャッチフレーズをつけられるかどうかは別にして、そういったところを訴えながら、守ることの大切さという部分、法を守ること、あるいはルールを守ることの大切さということが何か伝わるような方向に我々も考えていきたいと思いますので、ご意見どうもありがとうございました。

○金会長

田中委員、どうぞ。

○田中委員

人材不足の話とか、団体間の横のつながりとか、今の法を守るという部分、実はつながっているなど私はお話を聞いていて思っています、例えばどこの団体でも人が足りないというの、ほかの自治体では企業にいろいろと協力を仰いで、いわゆる防犯CSR活動という形でそれを行政のほうからもその活動を高く評価すると。そうすれば、企業も当然活動に参入するメリットが出ますし、本当はボランティアをやりたいのだけれども、まだお仕事があって、なかなか昼間とかできないという人たちも、その活動に乗っかれば参画していくというので、推進しているところもあります。

そういう活動をしていきますと、当然やっている側は自分たちも守る側だという自覚も出てきますので、それは会社でのCSRですけど、それを自宅に帰ったときに、自分たちの子どもたちに対して伝えると。会社のほうでコンプライアンスという言葉がもう一般化していますので、その意識というものを親子の関係の中でうまく教えていけば、恐らく子どもたちの間でも法を守る、ルールを守るということの基本的なものは家庭内に多分醸成できるのではないかと思っています。

あと、横のつながりですけれども、この企業を交えながら、地域でもって幾つかの防犯ネットワークみたいなものを組んで、ここに防犯協会とか警察の方とかが参画していけば、官民の連携というものを取りやすくなりますし、ほかの自治体でもそういったものを目的にして、ネットワークフォーラムという形で座談会ですね、各団体の方とか、企業の方なんかが車座になって、お互い情報交換しながら協力できるところはし合っていくという体制を組んでいるところもあります。

恐らく今の計画の中でも、26ページの（2）ですね。防犯学習機会の提供というところで、①の気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるようにということで、各関係機関が連携するというところがありますので、こういった機会を、座談会みたいなものを一つ入れ込むだけでも、十分横のつながりはつくれる可能性があるのだろうと。それで、企業を入れれば、さっき言ったCSRで企業活動から人を出すこともできるしということで、一石二鳥、三鳥

になっている可能性はあると思いましたので、その辺も含めていろいろとご検討いただければなと思いました。以上です。

○市民生活課長

ありがとうございました。

特に防犯活動の中で、日中の担い手という部分は共働きの方が増えてしまったので、専業主婦の方を取り上げるわけではないですけれども、やはり日中おうちにいらっしゃるご家族が減ったというのが大きな部分で、どうしてもそうすると退職されて、今おうちにいるご年配の方がその担い手になるという構造もどこの地区でもあると。

今ご紹介いただいた企業のCSRの取組の中でということ、大変結構なこと、例えば自営業の方とかであれば、例えば水曜日はお休みなので水曜日だったら手伝えるとか言ってもらえば、そういったところ少しでも負担を平準化できる手段になり得るかと思っております。

あと、防犯協会では企業の方も賛助会員としてご登録いただいております。その中で、そういった防犯のキャンペーンをやるときにご協力をいただいたり、あるいは研修会のご案内なんかもして、そういった防犯の知識の部分についてご参加いただく機会というのは設けております。

今後、企業の方との連携といった部分について、どういった方法があるのかという部分については、防犯協会連合会ともご相談しながら、何かいい方法があれば、こちらのほうでも取り上げていければと思っております。ありがとうございます。

○金会長

ありがとうございました。土屋委員、いかがですか。

○土屋委員

お疲れさまでございます。

この中間案の計画を見て、まとまっているなと思っております。

これは警察ではなくて、私個人としての話なのですけれども、犯罪をなくす、抑止する、犯罪を起こさない社会をつくっていくためには、やはりその環境面で防犯カメラとか、ドライブレコーダーとか、そういう環境面の対策をとったりとか、あとは被害者となり得る方が犯罪に抵抗する力を身につけなければならなかつたり、あとは犯罪を犯す加害者側の人たちに対する教育とか、指導とか、そういうものをしていかないと、犯罪を起こさない環境、社会づくりというのはなかなか難しいのかなど。そういう面を考えると、非常に今回この計画の中には環境面や被害者になる方、また加害者側になる方への対策の部分も盛り込まれているのかなと感じております。

やはりこの計画、さらに何をするのかというのが、今後具体的にどういうことをするのかというのがすごく大切になるのかなと思いますので、お集まりの皆様方といろんな団体の方々と連携を図って、そういうところを進めないといけないのかなと感じingおりました。

今のは個人としての話ですけれども、ここから警察としては、やはり仙台市とも連携を図つ

て、この計画に基づく具体的な対策を一緒に考えて、犯罪抑止に努めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○金会長

ありがとうございます。

松田委員、いかがでしょうか。

○松田委員

総務省東北総合通信局の松田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど事務局から提案いただきました計画のほうは、皆さんおっしゃっているとおり、非常によくまとまっていると思いますので、こちらの計画で進めていただければと思いました。

この中で、基本目標の1番の重点のところで、子どもの防犯対策ということで、先ほど事務局からご説明がありましたけれども、子どもさんがスマートフォンをほぼ持つていらっしゃるということで、早めの教育を、教育関係の部局と連携してやられるということでご説明をいたしましたけれども、この中で先ほどありましたフィルタリングのほうですね。じゃあもう徹底しますよという部分で、喫緊の状況なのですけれども、子どもがスマートフォンを買われる場合は事業者で必ずフィルタリングという不適切な情報に触れないような設定をするような契約をされるのですけれども、こちらのほうはもう8割程度皆さん設定をされるのですけれども、実際にどれぐらい使っているかというと37.5%ということで、買ったときにはフィルタリングをついているのですけれども、実際に子どもから自分が使っているゲームのSNSがうまく見られないとか、いろんな話があったのか、それとも子ども同士の情報交換かもしれませんけれども、フィルタリングを外しちゃって、親御さんが見られる情報と同じ環境で子どもも見られるような環境になっているというのが現実ですので、そういったところも含めて、子どもの頃から触れるべきではない情報もありますので、そういったところはやはりご家庭の中で、親御さんが知らないところでいろんな情報に触れている場合もありますので、そこはやっぱり教育という形で、学校とかそういう中でインターネットをちゃんとルールを守って使うような形をしていくことが大切だと思いますので、ここは国としてもいろんな場面でこういったルールを守りましょうという啓発活動はやらせていただいておりますので、そこも国としても十分協力はさせていきたいと思いますので、こちらのほうはぜひ進めていただければと思います。

あとそれから、特殊詐欺の部分についても、最近は高齢者の方が巻き込まれるケースが非常に多くなっております。こちらの方に最新の情報というのを、国としてもいろんな形で提供はしようと思って、なかなかどういうリーチをかけばいいのかというのが非常に難しいところですので、ここはやはり基礎団体の自治体が、最近こういう事例がありましたよというのをうまく伝わるような方法をぜひ考えていただいて、必要な場所に必要な情報が届くようにしていただければなと思います。以上です。

○生活安全安心部長

ご意見ありがとうございました。フィルタリングのことは、我々もなるべく周知に努めたいと考えてございます。

あと、最後にございました特殊詐欺に関しましては、お話にございましたとおり、いかにタイムラグなく、皆様に情報をお伝えするかというのが、我々非常に一番重要なところかなと考えているところでございまして、早い情報収集、それを即時皆様にお知らせしてというところを、次期計画においても力を入れていきたいと考えておりますので、何とぞ国においてもご協力をよろしくお願ひします。

○金会長

ありがとうございました。

相澤委員。

○相澤委員

相澤でございます。

今、ちょっと特殊詐欺のお話が出たのですけれども、先日県警本部で研修する機会をいただきまして、特殊詐欺のお話があつたのですけれども、受け子とか電話をかける人が、すごく悪いことだと思わないで、普通のアルバイト感覚でしているというお話があつたので、今松田委員のお話を伺って、大学生とか、そういう場合にもちょっとそういうパンフレットでもいいですし、何かお知らせする機会があつてもいいのかなと。被害に遭わないためにではなくて、ちょっとそういうアルバイト感覚で罪の意識がなくやっているということを伺ったので、ちょっとそれを感じました。

それから、私は補導員として活動させていただいているのですけれども、今年はなかなかキャンペーンとかできなくて、月1回の見回りと、あと何回かのキャンペーン活動をさせていただいているのですけれども、そのときに防犯協会とか、あと地域の方と一緒に、原委員にもいつも団体にご協力いただいているのですけれども、補導員のほかに町内会の方とか、あと区役所の方とか一緒にキャンペーンとか参加させていただいているのですけれども、そのほかに防犯教室を小学校とか、幼稚園とか、保育所とか、児童館でさせていただいて、今年はなかなか新型コロナで、児童館1回だけだったのですけれども、そのときに防犯で身を守るためのほかに、万引きについてとか、例えば1円と1,000円のもの、どちらが罪になりますかということをやると、1,000円で、1円は罪にならないという子どもが3分の2ぐらいいらっしゃるんですね。そこで警察の方から、1円でも万引きは犯罪なのだよというお話と、あといじめについてもちょっとお話ししてくださいって、私たちは寸劇とかして、分かりやすいようにお話しされるのですけれども、そういった活動を小学生とか、児童館とか、保育所でさせていただいていました。

あとは、子育て支援ということで、子どももあるのですけれども、やっぱり小学校とか幼稚園に入っていると、防犯のこととかを聞く機会が多いのですけれども、未就園児の親子はそういった環境になかなかないので、そういったこともこれから中に入れていただければなと思いました。

若林区役所でなのですけれども、民間の事業といたしまして、「輪っ！かばやし子育て応援団」というのがありますて、家庭健康課主体なのですけれども、民間と児童館とのびすくと市民センターと連携しまして、親子サロンというのを各地区で開いています。孤独な子育てをしないために、あと虐待とともに家庭健康課と連携しているので、すごく増えているということで、こういったサロンはすごく大事だなということで、民間で協力し合ってしています。この活動は、ボランティアも参加してすごく良かったって、自分のためにも、子どもだけじゃなくて、自己肯定感というのかな、子どもとか親御さんがありますとか、手を振っていただけることで、来てよかったですなということで、ボランティア活動も続いているのかなと思いました。このサロンのときに、やっぱり虐待しているのだとカミングアウトしたお母さんもいらっしゃって、何か少しでも居場所になればいいかなということで皆さん続けておりました。

あと、今消毒ボランティアで各学校に入っています、私は南小泉中学校でやっているのですけれども、近隣の学校では皆さん来ているのですけれども、予想以上に多くの方にご協力いただきまして、学校に毎日入っているのですけれども、ボランティアが入ることによって、生徒たちとか、先生とかがお声をかけてくださるんですね。いつもありがとうございますとか、こんなちはとか、なかなかそのこんなちはともかく、生徒はなかなか最初出なかったのですけれども、毎日入っていることで、お互い交流が生まれてきて、学校をより深く理解していただくことができるようになった気がしています。顔見知りになることで、外で挨拶できたり、それが少しでも防犯につながっていくのかなって、やっぱりこういうネットワークとか、地域の力って大事なのだと日頃の活動で思いました。以上です。

○市民生活課長

ありがとうございました。

最初のほうの大学生が受け子でというのは、実はオリエンテーションで受け子の話ではないのですけれども、客引きをうちのほうは条例で取り締まっておりまして、本来であれば今年の春は新型コロナがはやらなければ、大学の入学式にお邪魔して、高額なバイトではあるけれども条例に反することだと。3回やれば、成人であれば公表されますということも申し上げようと思ったのですけれども、なかなかできなくて、ただ先日は大学の方にお集まりいただきて、そういう連絡会のような場で、お話を大学関係者の方に差し上げて、そういうバイトに関わらないようにというのをお願いしたところでございます。受け子が何も分からぬでやっていて、末端だけつかまるという話は、よく特殊詐欺では聞く話でございますので、そういうことにも関わらないようにという部分の啓発も同じく防犯に関わる部分なので、我々でも考えていきたいなと思っております。ありがとうございました。

○金会長

ありがとうございました。

まだ少し時間がありますので、佐藤委員、いかがですか。

○佐藤委員

いつもお世話さまです。私は町内会の立場で述べさせていただきます。

30ページの基本的施策2の上のほうの主な取組の（1）の②ですね。防犯協会や地域において自主的防犯組織を結成というのであるのですが、その下にパトロール活動などを行う団体に対して、その運営を支援しますと書いてありますが、どんな支援を行うのか、もう考えはあるのでしょうかけれども、できれば教えていただきたいというのが1点と、それから皆さんのお話を聞いていると、地域コミュニティーというのがすごく大切だなと改めてまた考えさせていただいたなと思っております。

私の住んでいるところは、泉でも北中山という観音様の下のほうなのですが、その北中山小学校では挨拶をするとか、それも去年あたりまでは笑顔で挨拶するとか、それから優しい言葉をみんなで使いましょうというのを掲げているのです。すごく難しいことだなと思いつつも、基本に戻ると確かにそのとおりだなと思って、いいことをしているなと思っております。学校に用事があって、校長先生にお会いしたりするのですが、そのとき学校の中の例えば廊下で子どもたちに会ったりしても、こんにちはと言う子どもも結構いらっしゃって、ところが地域に戻って道路で会ったりすると、挨拶する子が何人いるかなという部分もあるのですけれども、それはやはり大人のほうから、例えばお帰りなさいとか、行ってらっしゃいという言葉を、勇気を持って言わなくちゃいけないかなという、最初のコミュニティーの一つじゃないかなと、隣近所なんかも、そういうことからこの防犯の低下になっていくのではないかなと思っております。

先ほど田中さんもおっしゃっていた、防犯ネットワークというのがすごくいいなと思っています。確かに私も防犯協会に入っておりますし、いろいろなことはさせていただいているのですが、自分の住んでいる地域の商店会とか、それから企業、商店の人たちと防犯のネットワークを組んで、学校も含め、果たしてやっているかなと思えば、やっていなかつたなと思って、町内の中には防犯パトロールとか、いろいろやっておりましたけれども、そういうのもやはり一つの地域は地域で守るというのが根本にあるのかなと思って、皆さんのお話を聞きました。

それから、PTAから、学校でやはり次世代を担ってくれる子どもたちが少しでも多く出るようにそういう教育を、地域も掲げてみんなでやっていければ、今は65歳以上が高齢者と言われておりますけれども、まだまだ原さんがおっしゃるように、70歳までも働いている方がたくさんおりますし、結局地域の中の高齢者が増えてということをおっしゃっておりますけれども、結局地域の中で今生懸命見守り活動とか、いろいろやっているのは年配の方々とか、主婦とか、働いていない方、日中させていただいております。しかし、これからはそういう人たちがいっぱいだからできないとかじゃなくて、すごく大きな地域のイベントとか、そういうものが若い人たちに1日だけでも手伝っていただき、普段はそういう年配の方々、高齢者の方々、うちにいる人たちで防犯活動なり何なりをやっていければいいなと私は考えております。よろしいでしょうか。

○市民生活課長

ありがとうございました。先ほど、地域で防犯協会や地域において防犯組織を編成してパトロール活動という、こういう運営の支援の部分ですけれども、些少ではございますけれども、

防犯協会連合会とか、単位地区防犯協会に補助金をお出ししたり、あるいは防犯協会ではないのだけれども、地域でちょっとそういう活動をしたいというような方、ちょっと期間は限られるのですけれども、5年程度なのですけれども、そういった方にも補助金の交付を行ったりといったことをしております。年間大体そういった防犯協会ではない団体では十数件お申し込みいただいておりますので、そういった形で支援をしたり、あるいはノウハウ的な部分については、防犯協会連合会とか、市民生活課のほうでこういう情報教材というか、こういうのがありますよとか、あるいは広い分野で言えば、先ほどの防犯カメラの話もありましたけれども、防犯カメラの補助だったりとか、そういったところをご案内しながらやっているところでございます。

あと、ネットワークづくりの部分については、やはり子どもの見守りとか、ご高齢の見守りって、皆さん何か地域でやらなきやいけないこと、本当に大事なことだなという認識は、方向性は皆さん、向いている方向は一緒なのですけれども、ただ空いている時間がなかなかつくれないというところがあります。なので、先ほど例示として出していただいた、イベントのあるときだけ若い人に手伝ってもらう、そういう解決の方法、あるいは負担を分かち合う方法というのはあるのかなと思っております。そういうところで少し活動してもらっていた方が、お若い方が、お仕事終わって、じゃあ地域のために何かというときにまとめ役になるとか、そういった形で進んでいくと本当にいいのかなと。

あと、実際に隣の団体で何をやっているのかよく存じ上げないというのは、ちょっと残念なのですが、ありますので、ダブっているところは少し整理をしたり、あるいはここをやりたかったなんだけれども、ちょっとできないけど、何かそういうノウハウないですかみたいなお話を、関わり合いになっている方たちでちょっとお話し合いができる雰囲気というか、結びつき、顔の見える関係づくりがあると、本当にいいのかなと思っております。

あと、挨拶の話はやはり挨拶もされないと、あの人は一体どこの誰なのだろうと、不審な人だみたいな、最近なかなか挨拶することを恥ずかしいという方もいらっしゃって、なかなかそういうのも見かけないのでけれども、やはりあの人は誰だということをちゃんと地域の人々がそれぞれ分かっている、ご近所の誰々さんだというような雰囲気というのは、やはり防犯の中では大きな要素になるのかなと思っております。いろいろとご意見ありがとうございます。

○金会長

佐々木廣美委員、最後にお願いします。

○佐々木廣美委員

被害者支援センターの佐々木でございます。よろしくお願いします。

今回、取組の中にあります犯罪被害者等の支援ということで、主な取組を挙げていただきまして大変ありがたく思っております。ぜひこの辺の計画が確実に実行されて、成果目標を達成されて、それが市民一人一人実感できるようにご期待申し上げたいなと思います。

そういう意味でちょっとこれはお願いでございますけれども、仙台市側の推進体制の中でも大事だと、取り組むということが、組織体制も構築されているようでございますけれども、そ

の中でも職員一人一人にこの辺をぜひ浸透させていただきたい。大変難しいことは私も行政側にいましたので分かるのですけれども、ぜひお願ひしたい。というのは、先般も某県で、住基ロックしていたのに、これが加害者側に閲覧されたと。扱った職員の手違いだったと思いますけれども、これなどは本当に、している側からすると何でという形で、大変な、仙台市側ではそういうことは絶対にないと思いますけれども、ぜひそういう意味も込めて、推進する側の市職員の一人一人の意識もぜひこの計画に沿って、愚直なまでに実行していくのだということをぜひ浸透をお願いしたいということあります。以上です。

○生活安全安心部長

ありがとうございます。ただいま住基ロックのお話がございましたけれども、お話にありましたとおり、幸い仙台市では発生しておりませんが、他市町村で発生したという情報、こちらにも入ってきてございますので、当方の戸籍住民課を中心といたしまして、住民基本台帳を扱っている各区も含めまして、何か起きるたびに改めて注意喚起をさせていただきます。こういうのを続けて、このような間違いないように徹底してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○金会長

ありがとうございました。

3 その他

○金会長

以上で予定された協議は終了し、その他に入らせていただきます。

委員の皆様や事務局から何かございますか。

ございませんか。

私からも一言だけ、今回、仙台市安全安心街づくり基本計画中間案ということで、冊子のほうは非常に読みやすく、さらに分かりやすくつくっていただいてありがとうございました。本日も委員の皆様から様々な意見が出てきましたので、これから細かな修正等が行われていくと思うのですが、情報共有の大切さであるとか、連携の大切さ、そういったものも踏まえながら、すぐには結果につながらないようなものもあると思うのですが、5年間をかけて、継続できて、そしてすばらしい成果が残せればいいなと感じました。

他に何もないようでしたので、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

4 閉会

○市民生活課市民生活係長

金会長、ありがとうございました。

委員の皆様も長時間にわたりまして、大変貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。

なお、本会議につきましては、今回が任期中最後となります。最後に市民局長の佐藤より皆様にご挨拶を申し上げます。

○市民局長

市民局長の佐藤でございます。本日は委員の皆様、現任期における最後の会議ということでございますので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この間、皆様には安全安心街づくり基本計画、第3期に基づく取組をはじめといたしまして、客引き行為等の禁止に関する条例、ここに定める客引き行為等禁止区域の指定、あるいはまさに本日ご議論いただきました安全安心街づくり基本計画の第4期の策定に関するなど、市民の皆様の安全安心に関する多くの重要な課題につきましてご審議を頂戴いたしました。改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

真偽が定かでないような多くの情報が目まぐるしく飛び交う中、また人々の価値観が多様化し、地域における人々のつながりも希薄化するという中、これら自体が実は何かしなければならない大きな課題ではありますけれども、そうした中にありますて、日々を安全に安心して暮らしたい、このことは109万市民の皆様の最も基本的な根源的な願いであろうと思っております。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見を、今後とも十分に踏まえさせていただきまして、犯罪のない明るい、住みよい社会の実現に向けて、引き続き私ども微力を尽くしてまいりたいと考えております。

再任となる皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げるところでござりますけれども、委員各位の今後のさらなるご活躍とご健勝を心から祈念いたしまして、一言御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○市民生活課市民生活係長

以上をもちまして、令和2年度第3回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

令和3年 2月 10日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会長 金政信
署名委員 左藤重子